

タイ王国大阪総領事館
窓口業務に関するお知らせ

タイ王国大阪総領事館は、日本の新型コロナウイルス対策特別措置法に基づく7都府県（大阪、兵庫、東京、神奈川、埼玉、千葉、福岡）を対象とした「緊急事態宣言」を受け、2020年4月13日以降タイ王国大阪総領事館の窓口業務の申請方法を以下の通り変更致します。

※全ての申請に対し、事前予約が必要となります。予約なしにご来館いただいた場合には、申請ができませんのでご注意ください。

■受付業務：月曜日・木曜日 09：30～11：30 及び 13：30～14：30

■受付業務内容

1. パスポート更新と臨時旅券（CI）の申請
2. 国民身分登録証の更新
3. 戸籍の申請（出生証明書・死亡届証明書）
4. 書類の認証申請

上記1-4の申請を希望する者は、必要事項を明記の上、申請の希望がある旨をメールでお送りください。事前予約メールアドレス：rtcgosaka.consularsection@gmail.com

<必要事項>

- ① 氏名
- ② 申請内容
- ③ 電話番号（ご都合の良い電話時間帯もご記入ください）

■タイ王国運輸省航空局の発表に基づき発行するタイ帰国許可書申請

詳細はタイ王国大阪総領事館のホームページ及びFacebookよりご確認ください。

■その他の戸籍業務について

新型コロナウイルスの感染を防ぐため、結婚・離婚・養子縁組・委任状の申請希望がある者は、申請の延期を検討するようお願い申し上げます。また、質問は以下のメールアドレスよりお問合せください。

問合せメールアドレス：rtcgosaka.consularsection@gmail.com

■ビザ申請の窓口について

ビザの申請窓口は一時停止しております。

申請にお越しの際はマスクを着用していただき、37.5度以上の発熱があるかどうか体温測定をさせていただきます。発熱のある方は入館をお断りさせていただきます。ご理解・ご協力をお願い申し上げます。

2020年4月8日
タイ王国大阪総領事
クリット・タンカナラット